

# 前期高齢者交付金とは

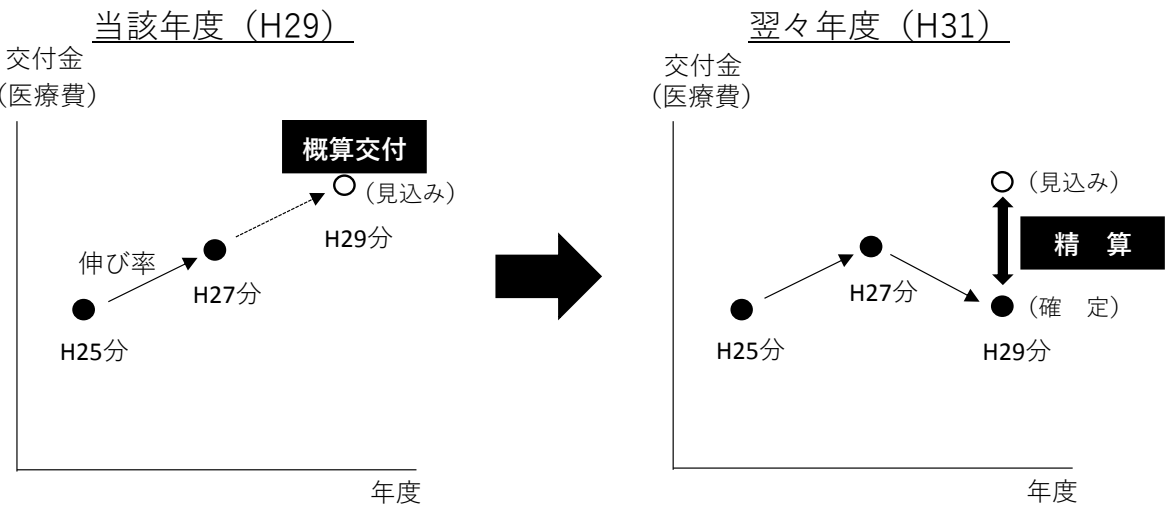
前期高齢者（65歳～74歳の人）の偏在による各保険者の財政負担の不均衡を是正するため平成20年度に創設された制度。前期高齢者が多く加入している国保には交付金が交付され、逆に協会けんぽや共済組合などは、納付金を納めることで負担が平準化されている。

前期高齢者に要する医療費のうち、全国平均を超える負担部分が交付される。

|         | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当該年度交付額 | 20.8億円 | 23.2億円 | 23.2億円 | ▲0.4億円 | ▲2.1億円 |
| 概算交付分   | 20.7億円 | 21.6億円 | 22.3億円 | 府      | 府      |
| 前々年度精算分 | +0.1億円 | +1.6億円 | +0.9億円 | ▲0.4億円 | ▲2.1億円 |

※国保の広域化によりH30からは都道府県に交付、ただし精算分はH31まで市町村ごとで精算

# 精算のしくみ



国保の被保険者が減少に転じてきていることにより、多額の精算返還金が発生し、納付金の上昇を招いている傾向が全国に見られている。このため、保険料の増嵩にならないよう国は呼びかけている。

また、市町村ごとの精算は今回が最後で、次年度からは都道府県単位で精算するため、その影響は抑えられると考えられている。

|             |           |        |                               |
|-------------|-----------|--------|-------------------------------|
| 向日市の<br>精算額 | 市町村ごと     | ▲2.1億円 | 激変緩和として0.2億円を措置されたため、実質▲1.9億円 |
|             | (仮)都道府県単位 | ▲0.9億円 | H32年度から実施                     |